

# 社会主义のもとでの差額地代について

宮 鍋 幟

ソヴェト経済における差額地代の問題は、すでにやくから論議されていた。たとえば1920年代の後半に、地代はソヴェトにも存在するかという問題をめぐって行われた一連の論争のうちで、とりあげられている<sup>1)</sup>。そしてこの論争参加者のうちで、現在からみてもっとも正当な論者であったと思われるは、当時のソヴェトでは絶対地代は廃絶されているが差額地代はなお存在すると主張したリュビーモフであるが、しかし、かれが差額地代の存在をみとめたのは、利権企業と富農経営においてであった。つまりかれは、ソホーズ、コルホーズ、中・貧農の諸経営に「位置および豊度の差異にともづく差額所得」の発生・存在をみとめてはいるが、これらの諸経営に雇傭労働=剩余価値搾取の存在せぬ点に着目して、この差額所得は差額地代にあらずとしたのである<sup>2)</sup>。したがってかかる論法をもってすれば、農業が全面的に集団化され、コルホーズ制度が支配的となった以後のソヴェト経済のもとでは、もはや差額地代についても論ずるにはおよばない、ということになろう。

しかるにその後、いわゆる「変容された価値法則」の容認とあいまって、ラブチエフによって、コルホーズにおける「変容された地代」の存在が主張されるにいたった<sup>3)</sup>。かれは差額地代の存在の根拠を、リュビーモフのように搾取関係にともめたのではなく、土地の制限性と土地経営の独占においてた。つまり社会主義のもとでも、土地の優劣に差があって劣等地の耕作が必要とされ、さらに社会主義的所有の2形態にもとづいて、コルホーズが全人民的所有に属する土地を独占的に経営しているかぎり、国家は最劣等地でのコルホーズの経営が成立つよう農産物価格を決定しなければならないから、ここに優良地のコルホーズに、最劣等地のコルホーズとくらべての差額的な追加所得がつくり出されることになり、これが差額地代となるのである。「商品経済の若干

のカテゴリーは、社会主义のもとでも変容された形で（в преобразованном виде）存在する……かかるカテゴリーのうちには、商品・価値・市場・価格等々とならんで差額地代もふくまれる。」

こうしてラブチエフは、当時の統計資料を引用しながら、コルホーズの社会化経営および個人的副業経営の両面にわたって、差額地代IとIIが存在することを明らかにした。現在われわれは、社会主义のもとでの差額地代について『経済学教科書』の叙述をもっているが、これをラブチエフの見解とくらべると、基本的にはほとんど相違がみられない。「変容」（преобразование）という用語がスターリンによって批判されたのは周知のとおりだが、ラブチエフがそれを使ったのは、それによって、社会主义のもとでの差額地代が資本主義のもとでのそれとちがって、もはや(1)搾取としての剩余価値の一部ではなくコルホーズ員およびMTC従業員の集団労働の成果であること、(2)地主階級の手に入るのではなく国家とコルホーズおよびコルホーズ員のあいだで分配されること、(3)土地の永久無料使用が許されているから借地料の形態をとらないこと、などの諸点を示そうとしたものにはほかならない。

パシュコフによれば、社会主义のもとでの差額地代の存在については、最近の15年間におけるソヴェトの文献中で、明白な事実として確認されてきたとのことだが<sup>4)</sup>、ともあれ以上かんたんにみたようなプロセスをたどって、現在にいたっている。しかし、差額地代の存在は確認されたとしても、その存在が提起する諸問題については、従来からならずしも十分な解明がなされてきたとはいがたい。そのため最近のソヴェトでは、農産物価格論議、その後につづく農業機構の改革(MTCの改組と農産物調達・価格制度の単一化)という新事態のうちで、新たに論議されつつあるようである。以下わたくしの眼にふれたかぎりにおいてそれらを整理し、若干の論点を明らかにしてみたい。

1) この論争の紹介としてつきのものを参照。リヤシチェンコ『農業経済学』邦訳、1937年、上巻、p. 210—220.

2) リュビーモフ『地代論』邦訳、ナウカ社版、1935年、p. 386—388.

3) И. Лаптев, "Колхозные доходы и дифференциальная рента",《Большевик》1944, No. 16, стр. 8—22.

4) А. И. Пашков, "Об источнике дифференциальной ренты и о распределении ее при социализме",《Академия Наук СССР, Вопросы экономики, планирования и статистики к восьмидесятилетию Акад. С. Г. Струмилина.》1957, стр. 92.

ソヴェトにおける最近の地代論議の共通の特徴は、いずれも社会主义のもとでの差額地代の分配を問題にしている点にあるが、さらにそれらを大別すると、理論的(原則的)なものと実践的(政策的)なものとの2つにわけることができよう。まず理論的ないし原則的な論議と思われるものからみてゆくと、それは『経済学教科書』の第2版への批判という形でなされている。周知のように『教科書』の「コルホーズにおける差額地代」の箇所の叙述は、第2版で修正された。初版では、差額地代の分配にかんしては差額地代のIとIIが区別されていなかった。ところが第2版では、分配にかんしても差額地代のIとIIが区別され、差額地代Iの全部は国家の管理下にはいらねばならないとされ、差額地代IIのみが国家とコルホーズ(およびコルホーズ員)のあいだで分配される、というように書きあらためられている<sup>5)</sup>。

『教科書』第2版におけるこの修正にたいして、まずコゾドエフが批判を加えた<sup>6)</sup>。かれの批判は、ソヴェト経済における発展段階の差異とそれにもとづく農業政策の変化という観点からのものである。修正の根拠になっているのは、レーニンが署名し1918年はじめに公布された「土地社会化にかんする基本法」第17条であり、そこでは優良地(豊度および位置についての)なるがゆえにえられる余分の所得は、社会的必要にあてるためにソヴェト権力の諸機関にゆだねられると規定されているのであるが、コゾドエフによると、これは当時農村において大きな比重を占め、事実上差額地代Iの全部を取上げていた富農層に向けられた規定であって、それを現在のコルホーズ制度にあてはめてはならない。むしろ最近の農業改善策の条件のもとでは、差額地代Iの一部をもふくめた差額地代の大部分が、コルホーズに残されることを事実が示している。こうしてかれは、『教科書』第2版における差額地代の分配原則は再修正されなければならないと主張したが、同様な観点からの批判は、パシュコフによっても行われている<sup>8)</sup>。しかし後者による批判の要点は、べつの観点からのものであり、問題をより理論的にとりあつかっているように思われる。もともと分配

の問題は生産の問題でもあり、したがって差額地代についてもその分配原則を立ちいって検討しようすれば、当然その生産の問題、いわゆる源泉問題につきあたらぬいわけにはゆかない。そしてパシュコフの論議は、すくなくともコゾドエフにあって看過されていた問題のこのような側面を明らかにすることに、その主眼点がおかれていているといってよからう。

さてパシュコフによれば、差額地代Iの全部を国家に引渡すべきだという見解の基礎には、差額地代Iが優良地の労働者の労働によってつくり出されたものでなく、非農業部門(あるいは国民経済全部門)でつくり出された価値の、農業部門への移転の結果であるとする見解がかくされているという。かれはこれを、差額地代の源泉にかんする「分配説」(《распределительная》трактовка)あるいは「再分配概念」(《перераспределительная》концепция)と名づけ、マルクスに即して、まず資本主義のもとでの差額地代の源泉問題についてこれを批判する。この点についてパシュコフは、「差額地代はその内容からすれば、より進んだ技術を有する工業企業でつくり出される超過利潤と同様である」とい、『資本論』1巻10章「相対的剩余価値の概念」における超過剩余価値発生のメカニズムを明らかにしたマルクスの有名な示例、および「例外的な生産力を有する労働は強められた労働として作用する、あるいは同一時間内に同種の社会的平均労働よりもより大なる価値を創造する」ということばを引用しながら、マルクスによって「再分配概念の支持者たちは完全に打倒されている」と考える。つまりパシュコフの論理は、土地の豊度→より生産的な労働→相対的剩余価値(あるいは超過剩余価値)→差額地代という順序をとっており、これによって、差額地代の源泉が農業部門内の労働者の労働によってつくり出されたものであることを立証しようとするものである。

以上の所説をみれば、源泉問題にかんするパシュコフの立場が、リュビーモフ以来のいわゆる「生産説」であることは明らかである<sup>9)</sup>。この源泉問題は、マルクス地代論の中心的課題として、生産説と流通説(パシュコフのいう分配説)との対立という形で、わが国でも從来から活潑に論争されている問題であり、ここでそれをとりあつかう余裕はないが、生産説が価値の生産を流通(実現)の問題から機械的に分離し、マルクスが「虚偽の社会的価値」と規定したところの差額地代に転化すべき農業での超過剩余価値の特殊性を、超過剩余価値一般に解消し去る難点をもつことは、すでに指摘されているとこ

5) 『経済学教科書』邦訳、初版、第4分冊、p. 845.

6) 同上、第2版、p. 849.

7) „Disskussion über das Lehrbuch der Politischen Ökonomie”, Sowjetwissenschaft, 1957, Heft 7, S. 839. これは1956年にモスクワ大学教授団によって行われた『経済学教科書』改善のための討論会の発言の独訳である。(邦訳『経済評論』1958年1月号。)

8) А. И. Пашков, там же, стр. 83—105.

9) リュビーモフ、前掲書、p. 149—151を参照。

ろである<sup>10)</sup>。もちろん、パシュコフの見解をリュピーモフのそれと同一視することはできないし、さらにパシュコフは、工業における超過剩余価値が一時的・経過的であるのに対して、農業におけるそれが永続的・固定的である等の点を指摘して農業での超過剩余価値の特殊性にふれてはいるが、それでもなお差額地代を直接に相対的剩余価値論に基づけようとしていることができ、上述の難点はパシュコフにも共通である。

源泉問題についてのかれの見解は、以上のようになお問題を残しているのであるが、ともあれかれは、このよき予備的検討を加えたうえで、つづいて社会主義のもとでの差額地代を問題にする。パシュコフは、社会主義のもとでの差額地代の存在の根拠(一般的物質的基礎として土地の制限性、直接的経済的基礎としてコルホーズにおける土地経営の独占)、農産物価格形成の特殊性(最劣等地での個別的価値による)をのべてから、地代は社会主義のもとでもとりわけ「生産のカテゴリー」(производственная категория)であることを強調する。それは、優良地での個別的価値と社会的価値との差額であり、「優良地で働く労働者の労働が劣等地で支出された労働よりもより大なる生産性をもつ結果として、優良地での労働者の労働によってつくり出されたものである。」「分配説」は「資本主義にたいする理解において誤っているばかりでなく、社会主義に対する理解としても誤りである。」こうしてかれは、社会主義のもとでも差額地代Ⅰは、優良地の労働者による労働によってつくり出されたものであるから、それが全部国家の管理下にはいると規定するのは誤りであり、差額地代Ⅱと同様に、コルホーズ、コルホーズ員、および国家のあいだで分配されなければならないと主張するのである。

『教科書』第2版にたいするこのような批判は、社会主義のもとでの差額地代についていままであいまいにされていた問題への注意を喚起する点で有益であろう。さきにもふれたように、パシュコフの源泉問題にかんする見解はリュピーモフとほとんど変らず、社会主義のもとでいえば、新技術導入による高い生産性の結果あげえた国営企業の計画超過利潤と、土地の高い豊度の結果えられたコルホーズの差額的所得とを同一視する危険に導くという欠陥をもち、なお不十分さを残してはいるが、しかしパシュコフのいうように、たしかに『教科書』第2版のコルホーズにおける差額地代の箇所の叙述のうちに、差額地代の源泉にかんする本来の説明での生産説、その分配原則の説明にさいしての源泉にかんする分配説

10) 宇野弘蔵「相対的剩余価値の概念」(『資本論の研究』1949年、所収)p. 105—107 を参照。

(この箇所は差額地代の源泉を自然的豊度そのものであるとする見解ともとられる説明であるが、かかる素朴唯物論は問題になりえないから)の2つの立場が混在しており、その点パシュコフの批判にはきくべきものがあるようと思われる。なおこれらの批判が受けられためであろうか昨年出版された『簡易経済学辞典』の「コルホーズにおける差額地代」の項目および『教科書』第3版の「社会主義のもとでの差額地代」の項目をみると、差額地代の分配原則にかんする叙述は『教科書』初版のそれと同様になっていることを付言しておこう<sup>11)</sup>。

つきに実践的ないし政策的な論議についてのべることにする。この点での問題は、ソヴェトにおける差額地代の分配(あるいは再分配)は具体的にどのようになされるべきか、ということである。これについては、さきの農産物価格論議のうちで、従来の農産物調達・価格制度に対する批判という形で、したがってこれに対する改善策の提案として、若干の論者によって問題にされていた。たとえばチェレンチエフは、MTCの改組が審議されつつあった時期に、従来の農産物調達・価格制度が農業における自然的豊度および位置にもとづく差額地代Ⅰの公平な分配ないし再分配を考慮していないと批判し、そしてMTCの改組を予想しながら、それまでの差額地代分配の重要なテコであったMTCへの現物支払にかわるべきそのための他の方法を考えねばならぬとのべている<sup>12)</sup>。その方法としてかれが提案したのは、「コルホーズにおける生産と生産物販売の自然的条件を考慮にいれて国内地帯別に格差づけられた調達価格」の設定であった。しかしこの種の論議は、国内地帯別格差を伴う单一国家調達価格の設定(1958年6月)によって一応の目的が達せられたと思われるので、ここでは省略し、より広い展望に立ち、コルホーズ制度そのものの新たな組織化を基礎とするストゥルーミリンの提案についてのべよう<sup>13)</sup>。

ストゥルーミリンの提案は細部についてはかならずしも明確ではないが、その大綱は、個々のコルホーズを州もしくは地帯別に(州もしくは共和国別にともいってい

11) Г. А. Козлов и др.(ред.), Краткий экономический словарь, 1958, стр. 70.; Акад. Наук СССР Институт Экономики, Политическая экономия, учебник, 3 изд., 1958, стр. 573.

12) М. Терентьев, "Некоторые вопросы ценообразования на сельскохозяйственную продукцию", «Вопросы экономики» 1958, №. 3, стр. 61—62.

13) С. Струмилин, "Некоторые проблемы дальнейшего развития колхозного строя", «Вопросы экономики» 1958, №. 5, стр. 33—45.

る)統合し、この「州もしくは地帯別連合体」(областные или зоны союзы)をさらに全ソ連盟において統合するコルホーズの「単一連合組織」(единая союзная система)をつくることである。このようなコルホーズの「統合」(объединение)を提案する理由として、かれが指摘しているのは、土地の性質、気候条件および技術的な差異にもとづく個々のコルホーズにおける労働生産性の差異である。つまり、その結果として個々のコルホーズに異った量の剩余および差額地代(IとII)が生ずるが、これを現在の制度のままにしておけば優良コルホーズと劣等コルホーズの差がますます増大し、「全コルホーズ制度の共産主義への移行が全体としておくれる」から、これらの個々のコルホーズの純所得の一部を地方および中央のコルホーズ連合体にプールし、全コルホーズ制度の平準化された発展のために役立てようとするのである。

新組織の利点としては、具体的には、地方あるいは中央にプールされた連合フォンドからの支出によって、灌漑、干拓、植林、および発電所(межколхозная электростанция)の設置等の大規模事業が容易になること、洪水等の不時の災害に際して各コルホーズの損害が補償されることをあげているが、とくにかれは、劣等コルホーズの「土地改良あるいは農業技術の近代化」のためにこの連合フォンドが使用されるべきことを強調している。つきの2つの表は、このコルホーズの新組織における純所得(ストゥルーミリンの用語では「蓄積」)の再分配の例解として、ストゥルーミリンのかかげているものの引用である。

第1表は現在のコルホーズ制度のもとでの計算例であり、第2表はストゥルーミリンの提案する新組織のもとでのものである(数字はすべて仮定のもの<sup>14)</sup>)。この2つの表を比較することによって説明するまでもなく、かれの提案の意図は明らかであるが、当面の問題についていえば、表の「ノルマ」はいわば資本主義のもとでの平均利潤に該当するものであろうから、第2表の項目(2)が差額地代ということになる。これが(ノルマの範囲内での蓄積と同様に)コルホーズ、州連合体、全ソ連盟中央連合体の3者のあいだにそれぞれ分配されるわけであるが、かれの例解では、生産物の社会的価値が中位のコルホー

14) 蓄積を v の 75% にすることはストゥルーミリンの計算例の常である。その根拠は実際からの算出によるものかどうか明かではないが、たとえば、ストゥルーミリン「社会主义経済における価値法則と社会的生産費の測定」(木原正雄訳編『価値と価格』1958年、所収) p. 16 を参照。

第1表

コル ホーズ ・ グ	労 働 生 産 性	現 物 生 産 高	費 用		蓄 積(m)		生 産 物 価 値	
			原 そ 材 の 料 他 (c)	勞 賃 (v)	ノ ル マ	実 際	個 別 的	社 会 的
			1	2	3	4	5	6
A	160	80	75	50	38	135	163	260
B	120	120	150	100	75	140	325	390
C	110	220	300	200	150	215	650	715
D	100	300	450	300	225	225	975	975
E	90	180	300	200	150	85	650	585
F	80	80	150	100	75	10	325	260
G	40	20	75	50	37	-60	162	65
計	100	1000	1500	1000	750	750	3250	3250

$$(5) = (4) \times 75\%$$

$$(7) = (3) + (4) + (5)$$

$$(6) = (8) - [(3) + (4)]$$

$$(8) = (3) + (4) + (6)$$

第2表

コル ホーズ ・ グ	コルホーズ の蓄積 (m)		諸フォンドへの控除						
			個々のコル ホーズ		州連合体		全ソ連盟 中央連合体		
	ノルマ 以下	ノルマ 以上	(1) の 50%	(2) の 20%	(1) の 30%	(2) の 40%	(1) の 20%	(2) の 40%	
	1	2	3	4	5	6	7	8	
A	38	97	19	19	11	39	8	39	135
B	75	65	37	13	23	26	15	26	140
C	150	65	75	13	45	26	30	26	215
D	225	—	113	—	67	—	45	—	225
E	85	—	43	—	25	—	17	—	85
F	10	—	5	—	3	—	2	—	10
G	-60	—	—	—	-60	—	—	—	-60
計	523	227	292	45	114	91	117	91	750
				337	205		208		

ズ(Dグループ)での個別的価値に等しくされているから、この差額地代は中位以上の優良コルホーズにしかあらわれない。したがってこれは、土地の自然的豊度や位置の差異(および技術的差異)にもとづく差額所得ではあっても、もはや差額地代とはいえないかもしれない。ストゥルーミリンはこの差額所得のうち、州連合体、全ソ連盟中央連合体に集められるものをかりに「地代税」(рентный налог)と呼んでいるが、ともかくかれの提案は、共産主義社会への移行期における今後のコルホーズ制度の変化の展望を与えるものとして、かかる新組織による国家機能の代行ないし吸収(たとえば大規模な土地改良をコルホーズ組織自らの手で行うことなど)の方向を示しているとともに、個々のコルホーズによる土地経営の独占的性格がますます消滅することを示しており、社会主義のもとでの差額地代のその地代的性格の消滅の方向をも暗示しているものとして興味ぶかいものがある。